

1 申請書類（健康診断事業実施前に提出、令和7年10月31日（金）締め切り）

◎注意事項：「相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則」の改正により、令和7年度以降は健康診断事業を実施する前に補助金交付申請書を提出しなければならないこととなりました。

- (1) 結核健康診断補助金交付申請書
- (2) 結核健康診断補助金交付申請額明細書
- (3) 補助事業に係る歳入歳出決算見込書
- (4) 結核健康診断実施成績表
- (5) 支払金口座振替依頼書（預金通帳のコピーも添付してください）

※ 過年度に補助金の交付を受け、かつ申請者及び振込先口座が同じ場合には、(5)の提出は不要です。

2 実績報告書類（事業完了後速やかに）

※健康診断の実施が年度末の場合であっても、報告書は令和8年3月31日（火）までに御提出ください。

- (1) 結核健康診断事業実績報告書
- (2) 結核健康診断事業精算額内訳書
- (3) 支出に関する領収書の写し（胸部X線撮影の単価がわかるものが必要です。領収書で確認できない場合は単価が記載されている請求書等も添付してください。また、必要に応じて「補助事業に係る歳入歳出決算見込書」を添付してください。）
- (4) 結核健康診断実施成績表 **※被発見患者数も必ずご記入ください。**

3 変更申請書類（申請の内容に変更が生じた時、速やかに）

申請書の内容に変更がある場合（取下げも含む）、本手続きが必要となります。ただし、変更内容が対象者数の減のみの場合は、本手続きは不要です。

- (1) 結核健康診断事業補助金変更（中止、廃止）承認申請書
- (2) 結核健康診断補助金交付申請額明細書
- (3) 補助事業に係る歳入歳出決算見込書
- (4) 結核健康診断実施成績表

○申請書等記入にあたっての注意事項等

- 1 教職員や施設で働いている人は、補助対象外です。
- 2 対象者は、学生・生徒については入学した年度のみ、施設入所者については65歳以上です。
- 3 精密検査に係る費用は、補助対象外です。健康診断の結果、精密検査が必要な場合は、該当者に医療機関の受診を勧奨してください。
- 4 健康診断費用を健康診断対象者が負担している場合は、補助対象外です。
- 5 領収書に記載されている金額に補助対象外の経費が含まれている場合は、「結核健康診断補助金交付申請額明細書」及び「結核健康診断事業精算額内訳書」の支出済額（I）の欄には、補助対象外の経費を除いた金額（消費税含む）を記入してください。また、その場合は、「補助事業に係る歳入歳出決算見込書」に、補助対象の経費と補助対象外の経費の内訳がわかるように記入してください。
- 6 申請書等へ押印する印鑑は、今後、請求書へ押印していただく印鑑と同一のものとしてください。申請書等、印の記載のない提出書類は、連絡先に担当者と責任者の氏名を記載することで、押印を省略することも可能です。